# 第 3 回 ふるさと山林売買監視システムに関する検討委員会 会 議 概 要

議題1 第2回委員会での主な意見 事務局より資料1に基づき説明

【委員からの主な意見】

(特になし)

議題2 ふるさと山林売買等監視システムの構築(案)

(1) 山林買収の現状と課題(資料の修正) 事務局より資料2に基づき説明

【委員からの主な意見】

(特になし)

(2) ふるさと山林売買監視システムの構築(案) 事務局より資料3に基づき説明

【主な質疑・意見】

- 地下水の採取に関する届出について、採取者から届出させるとのことであるが、採取者と土地所有者が異なるケースも想定される。このため、地下水採取の届出に当たっては、賃貸借契約書や同意書など、土地所有者の了解を得ている証拠を求める必要があるのではないか。
- 地下水の採取届出については認可期限を定めないのか。一定期間の採取を認め、期間満了後は必要に応じ更新を求めることも考えられるのではないか。
- 制度設計の面から整理すると、地下水の採取届出は事業の認可制度ではない。本来であれば土地所有者は地下水の使用収益の自由がある。しかしながら、過剰取水した場合に資源が枯渇する恐れがあることから、地下水の採取届出制度により一定の取水量を保っていただくということになる。

- 公有林化に関する記載について、「県は市町へ水源林の買取り寄付の受け入れについて協力を求める」との表現になっているが、反対に市町から県へ水源林の買取りや受け入れの協力を求めることも考えられる。
- 公有林化に関する記載について、「県は市町等から公有林化や寄付の受け入れの相 談があった場合には、検討するよう努める」旨を追記したい。
- 土地取引等の届出については「市町長に通知する」と規定しているが、地下水の取 水に関する届出では同様の規定がないのは何故か。
- 地下水の採取計画の届出が県に提出された時点で市町長の意見を照会する(事務局の説明)ことは非常に重要な部分であるので、条例の中に規定を追加すること。
- 地下水の取水規制の対象となる監視区域は水源の上流(山林)に設定することになっており、下流に地下水取水施設を設置する場合には今回の条例が適用されない。
  監視区域の設定にあたり、地下水の適正な採取を図るという観点では、下流域も視野に入れる必要があるのではないか。
- 森と水を包括的に条例で定めるということは、他県での動きもあるようだが、とても新しく重要な取組みである。地下水を取水するエリアが必ずしも森林であるとは限らないことから、今回検討している条例でカバーできないとなると、市町が別途に条例を制定する必要性が出てくるのではないか。
- 今回の議論は、山林売買を契機に、水源いわゆる山林における地下水の過剰取水による損失を課題として捉えている。県下全域の取水規制についての必要性は理解できるが、その場合、福井の飲料水の確保といったように制度設計の全面的な見直しが必要となってくる。今回はターゲットを絞った制度設計とし、必要があれば市町が別途条例を制定する、あるいは運用の中で見直しを図っていくことになると考える。
- 既に大野市で森・水保全条例を制定しているが、市町で同様の条例を制定している場合の取扱いはどうなるのか。

- 条例案の雑則で、二重規制をしないために、取扱いは該当市町長と知事が協議して 決めることになっている。協議により、全部適用あるいは全部除外または一部適用 除外などができるので、施行までの間に十分調整する必要がある。
- 今回のシステムは、土地売買に関すること、地下水の取水に関すること、また情報 管理センター整備に関することの三点が揃っているという点で、非常に意義が大き いと考えている。
- 情報管理センターをいかに実効性あるものにしていくのかということが極めて重要で、他県の先進事例にもなると思う。情報収集していくためには、まずはセンター自らが情報を発信することが重要で、これにより県民の方からの知見や地域の情報が集まるような双方向のセンターを目指す必要がある。センターからの情報公開として、例えば土地売買や地下水取水の届出状況を、個人が特定されないレベルで公開していくことを検討して欲しい。
- 行政への届出情報について、地図にプロットしホームページで公開するようなケースも実際にある。売買情報については難しい面もあるかもしれないが、地下水採取の届出については可能ではないか。
- 条例の中に情報管理センターの設置に関する規定がない。情報管理センターを適正 に機能させるために、条例上明確に設置根拠を置くことも考えられる。
- 企業買収等により実質的な土地所有者が変更になった場合の届出が盛り込まれていることは、同様の条例を先行して制定している他県にはない項目であり、非常に 重要な事項である。
- 条例の届出制度周知として、法務局や司法書士会などの関係団体に協力を依頼することについて、地味な取組みではあるが、横連携により所有者情報の基盤整備を図っていくことは、とても重要な一歩になると思っている。

- 地下水採取の60日前までに、地下水採取計画を届出するということになっており、 この60日間は市町への意見照会にかかる期間も考慮しているということだが、実際の運用に際しては、市町への意見照会にかかる期間を定めておく必要がある。
- 地下水の取水規制について、条例の施行日前に既に取水している者へは、経過措置 として届出してもらうことを考えているとのことであるが、制度上重要な部分であ り、取り扱いをしっかり定めておく必要がある。

#### <確認事項>

## (1) 資料の追加・修正

- ① 公有林化にかかる項目について、「市町から県に水源林の買取りや受け入れについて依頼があった場合には、県は協力すべきである」ことを追記すること
- ② 地下水の採取計画の届出があった場合は、県は市町の意見を聴取すること

#### (2) 検討事項

- ① 情報管理センター等を通じ、土地売買や地下水取水の届出情報を県民に公開すること
- ② 条例の中に、情報管理センターの設置根拠規定を設けるかどうか

## (3) 今後の進め方

① 上記の検討事項が残ったため、集まっての委員会開催はできないが、持ち回り 形式の委員会を開催する。

その結果をもって提言書をとりまとめる。